医療費が高額になる方は事前に申請を!

1カ月に同一医療機関で自己負担限度額を超える外来受診、または入院があった時に限度額適用認定証を医療機関窓口へ提示すると、医療機関での支払いは自己負担限度額までとなり、一時的な費用 負担が軽くなります。

【認定証未提示】 【認定証提示】 医療機関での支払い 医療機関での支払い (入院、外来とも) (自己負担限度額のみ) (自己負担3割) 高額瘠養費 自己負担 高額 自己負担 保険 (7割) 保険 (7割) (現物給付) 限度額 療養費 限度額

いったん3割分を医療機関で支払い、後日申請に より高額療養費が払い戻されます。 「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関へのお支払いは自己負担限度額のみとなります。

例 自己負担限度額「ウ」(3割負担)の人が、入院や外来で総医療費が100万円かかった場合

○認定証未提示

窓口負担額 300,000円(自己負担限度額87,430円含む。後の申請により212,570円払い戻し)

○認定証提示

窓口負担額 87,430円(自己負担限度額分)のみ

*自己負担限度額は裏面の表から算出

マイナ保険証(保険証として登録したマイナンバーカード)をお持ちの方は、医療機関にマイナ保険証を提示すると、医療機関での支払いは自己負担限度額までになりますので、<u>限度額適用</u>認定証の事前申請は不要です。

ただし、住民税非課税世帯の方で過去 12 カ月間の入院日数が 90 日を超える場合、入院時の食事代の減額を受けるためには申請が必要となります。

◎現物給付を受けるための手順

- ① 医療機関等でのお支払いの前に、本庁舎保険年金課または尾西庁舎窓口課・木曽川庁舎総務窓口課、 各出張所の窓口にて申請を行い、「限度額適用認定証」の交付を受けてください。
 - ○申請に必要なもの

対象者の資格確認書、マイナンバーカードなどマイナンバーを確認できるもの、来庁される方の本人 確認ができるもの、領収書(90日を超える入院を証明する場合)

② 医療機関へ受診の際に、「限度額適用認定証」をご提示ください。

◎注意事項

- ① 70歳以上75歳未満の区分が「一般」「現役並みⅢ」の方は、「資格確認書」により所得区分が確認できるため限度額適用認定証の申請をする必要はありません。
- ② 限度額適用認定証の適用は申請月の初日からとなります。
- ③ 限度額適用認定証を提示して受診された場合でも、複数の医療機関にわたる場合、入院・外来それぞれある場合、総合病院で医科と歯科とそれぞれ受診がある場合等は高額療養費の申請により 医療費が払い戻されることがあります。
- ④ 国民健康保険税に未払いがあると、「限度額適用認定証」が交付されないことがあります。
- ⑤ 住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、これを提示する ことにより入院時の食事代も減額されます。(下表参照)

住民税課税世帯			1食510円
住民税非課税世帯	過去1年間の入院日数	90 日までの入院	1 食 240 円
(70歳以上は低所得Ⅱの方)		90 日を超える入院	1 食 190 円
70 歳以上で低所得Iの方			1 食 110 円

医療機関等受診時の自己負担限度額

70歳未満 1カ目当たり

区分	所 得 要 件※1	自己負担限度額	
ア	901 万円超 (加入者の所得の申告がされていない場合も この区分となる)	252,600 円+(総医療費-842,000 円)×1% <140,100 円>※2	
1	600 万円超~901 万円以下	167,400 円+(総医療費-558,000 円)×1% <93,000 円>※2	
ウ	210 万円超~600 万円以下	80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1% <44,400 円>※2	
I	210 万円以下	57,600 円 <44,400 円>※2	
オ	世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯	35,400 円 <24,600 円>※2	

70歳以上 1カ月当たり

			1/
区分	要件	外来の限度額 (個人ごとに計算)	外来+入院の限度額 (世帯ごとに計算)
現役並みⅢ	課税所得 690 万円以上 ※3	252,600 円+(総医療費-842,000 円)×1% <140,100 円>※2	
現役並みⅡ	課税所得 380 万円以上 690 万円未満 ※3	167,400 円+(総医療費-558,000 円)×1% <93,000 円>※2	
現役並みI	課税所得 145 万円以上 380 万円未満 ※3 80,100 円+(総医療費-267,000 円)× <44,400 円>※2		
一般	課税所得 145 万円未満 ※3 [70歳以上の国保加入者の基礎控除後の総所得金額等の 合計額が 210 万円以下、または収入合計額が 520 万円未満 (1人の場合は 383 万円未満)であった場合も含む。]	18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 <44,400 円>※2
低所得 II	世帯主と国保加入者全員が 住民税非課税の世帯		
低所得Ⅰ	世帯主と国保加入者全員が住民税非課税で、 かつ各種収入等から必要経費・控除を 差し引いた所得が 0 円となる世帯 (給与所得は控除後の金額からさらに 10 万円を控除する。 年金の所得は控除額を 80 万円(※4)として計算。)	8,000円	15,000 円

- ※1 所得要件は、国保加入者全員の基礎控除後の総所得金額等の合計額で判定します。
- ※2 診療月を含めて過去 12 カ月間に、同世帯で 4 回以上限度額に達した場合の限度額です。
- ※3 課税所得とは、総所得金額等から基礎控除及び各種所得控除等(扶養控除及び社会保険料控除等)を 差し引いた額です。
- ※4 806,700 円(2025 年 8 月以降)
- ・医療機関等での窓口自己負担限度額は、同一月でひとつの医療機関等ごとに適用され、 同じ医療機関でも入院と外来、医科と歯科は別々に適用されます。
- ・入院したときの食事代や差額ベッド代は対象外です。

問い合わせ

一宮市役所 保険年金課 国民健康保険給付グループ(本庁舎 1 階 20・21 番窓口)

電話: 0586-28-9011(直通)